

**米国の関税措置による
農林水産物・食品の輸出への影響と政府の対応について**

**2025年4月
農林水産省**

米国への農林水産物・食品の輸出の状況(2024年)

- 農林水産物・食品の輸出額（2024年）のうち、米国への輸出は、全体の2割を占める
- 米国のシェアが比較的高い品目は、ぶり（55%）、緑茶（44%）等

品目		①対米国・輸出額 (億円)	②対世界・輸出額 (億円)	米国のシェア (①／②)
全製品		21兆2,948億円	107兆879億円	20%
農林水産物・食品		2,429	14,092	17%
1	アルコール飲料	265	1,337	20%
2	ぶり	229	414	55%
3	ホタテ貝（生鮮等）	191	695	27%
4	緑茶	161	364	44%
5	ソース混合調味料	142	630	23%
6	牛肉	135	648	21%
7	清涼飲料水	94	574	16%
8	ごま油	82	120	68%
9	菓子（米菓を除く）	66	344	19%
10	練り製品	42	113	37%
14	米	25	120	21%

(出典) 財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

注1：農林水産物・食品には、少額貨物を含めていない。少額貨物を含めた総額は、1兆5,071億円。注2：米は援助米を除く。

輸出への影響に関する情報の収集・分析

- 品目ごとの米国向け輸出への影響について、米国産・他国産との競合関係や事業者からの聴取り情報などを踏まえて分析し、必要な対応を検討
- 【分析の視点】
- ・ 品質面での差別化の状況

・ 相互関税率を踏まえた米国産・他国産との価格の状況

など

【米国の輸入量等】

コメ（2023年8月～2024年7月）					牛肉（2024年）				ホタテ（生鮮、冷蔵、冷凍等）（2024年）			
順位	国	輸入量	うち 中短粒種	相互関税*	順位	国	輸入量	相互関税*	順位	国	輸入量	相互関税*
1	タイ	80万トン	5.8万トン	36%	1	オーストラリア	39万トン	10%	1	日本	9.2千トン	24%
2	インド	31万トン	3.3万トン	26%	2	カナダ	37万トン	0%	2	中国	4.8千トン	34%
3	中国	8.6万トン	6.4万トン	34%	3	メキシコ	24万トン	0%	3	カナダ	4.6千トン	0%
11	日本	0.9万トン	0.7万トン	24%				24% (上記に加え 26.4%(枠外))	輸入量合計		25.6千トン	—
輸入量合計		142万トン	20.0万トン	—	13	日本	0.14万トン	—				
					輸入量合計		165万トン	—				
(参考1) 米国生産量 (2023年8月～2024年7月)		690万トン			(参考1) 米国生産量 (2024年1月～12月)		1,230万トン		(参考1) 米国の大西洋ホタテ漁獲量 (むき身換算) (2023年4月～2024年3月)		10.0千トン	
(参考2) 米国からの我が国への輸入量 (2024年)		34.6万トン			(参考2) 米国からの我が国への輸入量 (2024年)		18.3万トン		(参考2) 米国からの我が国への輸入量 (2024年)		0トン	

*相互関税は、米国政府が米国時間4月2日に発表し、米国時間9日0時1分に全面的に発動した数値を記載。米国時間9日、米国政府は、相互関税のうち一部（10%を除く「上乗せ」税率）について、適用を90日間一時停止することを認める旨発表（ただし、中国に対する追加関税は125%に引き上げ）。

注：コメ及び牛肉の米国輸入量及び米国生産量の単位はMetric Tons。
日本から米国に輸出されるコメ（精米）の関税率（相互関税を除く）は1.4セント/kg、日本から米国に輸出されるホタテ（生鮮等）の関税率（相互関税を除く）は無税。

出典：コメ輸入量：USDA, Rice Outlook February 2025、生産量：USDA HPより“Rice”を参照。牛肉輸入量：USDA.GATS “Beef & Beef Products (BICO-HS10)”、生産量：USDA HPより“Beef”を参照
ホタテ輸入量：Global Trade Atlas、漁獲量：NMFS。米国輸入量及び米国から我が国への輸入量は“ホタテ貝（生鮮・冷蔵・冷凍・塩蔵・乾燥・くん製）”を参照。米国から我が国への輸入量：すべて財務省「貿易統計」

生産者・食品製造事業者等から得られた声

- 4月8日に「農林水産物・食品分野に係る米国の関税措置対策チーム」を立ち上げ、本省・地方農政局等を挙げて、輸出に取り組む事業者、生産者、輸出品目団体等から聴取りを行っている。（4/22時点、のべ451件）
（アルコール飲料については、国税庁・国税局がヒアリングを実施）
- 品目・事業者ごとに、米国への輸出の状況、品質面での差別化の状況、米国产・他国产との競合の状況が異なることから、それぞれ影響の程度は異なるが、現時点では、一部の品目で注文のキャンセルがあったという声があり、複数の品目で関税による現地価格の上昇や米国の景気悪化による販売量への悪影響を懸念する声がある。
- 米国や諸外国の対応状況が変化しているため、随時、事業者等の状況を把握していく。

【農産物】

牛肉

- ・ 一部の顧客から一旦入荷を見合わせたいとの連絡があった
- ・ 従来の枠外税率26.4%がある中、追加関税が10%でも既に追加分を流通のどこで負担するかが課題となっており、仮に追加関税が24%となった場合の影響は大

茶

- ・ 茶は嗜好品であるため、関税による現地価格の上昇や、米国の全体的な物価高により、茶の消費量や取引グレードへの影響を懸念
- ・ 他方、日本産茶は、品質面で中国産と差別化されているため、中国産に大きくシフトする可能性は低い

【加工食品・アルコール飲料】

- ・ 関税の負担を嫌い、日本出港直前に取引がキャンセルになっているケースもある
- ・ 関税の価格転嫁により、価格競争力の低下を懸念

コメ

- ・ 関税による現地価格の上昇、特に米国产と比べた競争力の低下を懸念
- ・ 現地顧客から、影響の度合いによっては、日本産米の取扱いを再考しなければならないとの声も上がっている

【水産物】

ぶり

- ・ 米国向けは単価が高く、主要な輸出先なので、今後発注が減少すれば、影響が大
- ・ 関税による現地価格の上昇や取引価格の値下げの要求を懸念
- ・ ぶりの多くはレストランで提供されており、現地の外食需要減に伴う影響を懸念

ホタテ

- ・ 影響はまだ分からない。現時点では静観している
- ・ 一部のレストランでは、ホタテの価格上昇を受け、ロブスターなどを使ったメニューに変更

- ・ 商品の現地生産を行っているが、日本から輸出している原料の関税を商品価格に転嫁すると、競合商品と太刀打ちできない

米国の関税措置の影響分析の概要

1 米国への依存度

- 事業者からのヒアリングによると、事業者ごとに、米国のシェア（対世界向けの輸出額に占める対米国向けの輸出額の割合）にはバラつきがあり、**事業者ごとに影響の大きさが異なる**と考えられる。特に、米国向け輸出を順調に伸ばしてきた事業者の中には、**相当の販路を失うとの声**がある。
- 米国のシェアが高い品目である**牛肉、ぶり、ホタテ貝、茶**は、それぞれ**特定の産地からの米国向け輸出や生産が多い**。
（牛肉）**鹿児島県、兵庫県、宮崎県**に所在する処理施設が対米輸出の約 8 割。米国等にサーロイン等の高単価な部位を輸出
（ぶり）**鹿児島県、愛媛県、大分県、宮崎県、高知県**で養殖生産の約 8 割。米国等に高単価な冷凍フィレで輸出
（ホタテ貝）**北海道、青森県**で漁業養殖生産の99%。米国向けにハイエンド層や第三国経由で中華系商流に輸出
（茶）**鹿児島県、静岡県**で約 7 割を生産。米国等に高単価な抹茶などを輸出

2 品質面での差別化

- ハイエンド層を狙ったブランディングが進んでいる品目**（茶、牛肉、ホタテ貝、ぶり等）では、高級日本食レストランでの提供が進むなど**差別化**が図られている面はある。
- 一方、これらの品目は、報復関税などによる**世界経済全体の景気に左右されるおそれ**がある。

3 米国産・他国産との競合関係

- 米国での生産実績がある品目**（カルフォルニアで生産されるコメ等）については、**米国産との競争環境が厳しくなる**。
（※引き続き、諸外国と米国との交渉状況や、145%の関税が課される中国産の米国市場での動向を注視する必要）

政府の対応状況

- 農林水産省では、関係省庁と連携し、金融機関に対し、関税措置により事業者の資金繰りに支障が出ないよう、償還猶予や資金の融通の配慮を要請（4月3日）したほか、農林水産物・食品の特別相談窓口を農林水産省本省、地方農政局等に設置（4月4日）し、事業者の相談に随時対応
- さらに、米国の関税措置の影響を受ける農林漁業者・食品事業者等に対して、輸出向けの生産転換や販路確保等を支援する補助金の優先採択等を措置
- 業種横断的に支援を行う経済産業省等の関係省庁と連携し、政府一体となって、必要な対策に万全を期す。

1. 特別相談窓口の設置（経済産業省・農林水産省）

経済産業省では、地方経産局及び全国の政府系金融機関、商工団体、中小企業基盤整備機構等に、米国による関税措置の影響が懸念される企業からの様々な相談を受け付ける特別相談窓口を設置（全国約1,000箇所）

農林水産省では、**農林水産物・食品の特別相談窓口を農林水産省本省、地方農政局等に設置**（4月4日）

【相談の実績】本省・農政局、JETRO等において農林水産物・食品の**相談を累計70件対応**（4月22日時点）

2. セーフティネット貸付の要件緩和（経済産業省）

日本政策金融公庫等が実施するセーフティネット貸付の要件を緩和し、支援対象を、米国の関税措置の影響を受ける事業者にまで拡大

3. 官民金融機関への相談呼びかけ（内閣府、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）

農林水産省を含む関係省庁で連携し、**官民の金融機関**に対し、**資金繰り等に重大な支障を来すことがないよう、償還猶予や資金の融通の配慮を要請**

4. 日本貿易保険（NEXI）による資金調達等の支援（経済産業省）

日本貿易保険（NEXI）は、輸入関税措置により影響を受ける、北米等で事業活動を行う日系子会社の資金ニーズに応えるため、運転資金の調達を支援。また、関税措置に起因した損失を、輸出保険のカバー対象に追加

5. 輸出関連予算による優先採択

輸出先の規制に対応した施設整備、国際認証の取得などを通じた**輸出向けの生産転換**、輸出品目団体、JETRO、輸出支援プラットフォームなどによる**販路開拓を支援する補助金等**について、**影響を受ける農林漁業者・食品事業者等に対する優先採択等を措置**（必要な事業の要領改正や関係機関への要請等を速やかに実施）

(参考) 輸出関連予算による優先採択

- 米国の関税措置の影響を受ける農林漁業者・食品事業者等に対して、輸出向けの生産転換や販路確保等を支援する補助金の優先採択等を措置
- 今後、必要な事業の要領改正や関係機関への要請等を速やかに実施

●品目団体（品目団体輸出力強化支援事業）

- ・ 7年度予算において、**米国の措置の影響を受ける事業者が行う輸出先の開拓に向けた取組**を実施する団体を**優先採択**（ポイントの加算）
- ・ 6年度補正予算の事業計画について、米国の措置への対応に向けた**計画の変更に係る承認手続きを柔軟化**

●ジェトロ（戦略的輸出拡大サポート事業）

- ・ ジェトロが行う事業者向け支援（海外見本市への出展、営業型サンプル提案、専門家による伴走支援）において、**米国の措置の影響を受ける事業者を優先的に採択**する等の措置を実施

●輸出支援プラットフォーム（輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立強化事業）

- ・ 米国においては日本産食材に対する現地系事業者・**消費者の関心を保つための普及啓発**に資する取組を優先的に実施
- ・ また、米国へ多く輸出されている品目（水産物、牛肉等）の**輸出先の開拓**に向けて、シンガポール、タイ及びEUにおける現地発の取組を前倒しして実施

●国際的認証の取得支援（輸出環境整備推進事業）

- ・ 7年度予算及び6年度補正予算における、国際的に通用する認証の新規取得の支援について、**米国の措置の影響を受ける事業者を優先的に採択**する（ポイントの加算）

●食品メーカー等による輸出先の規制に対応した施設整備への支援（食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業）

- ・ 7年度予算において、**米国の措置による影響を受ける事業者を優先的に採択**（ポイントの加算）

●大規模輸出産地モデルの形成支援（グローバル産地づくり推進事業）

- ・ 7年度予算において、**米国の措置による影響を受ける産地を優先的に採択**（ポイントの加算）

●GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）による輸出事業者へのサポート

- ・ **米国の措置による影響を受ける事業者に対して**、輸出相談や必要な**サポート**を実施

(参考) 日米間の農林水産物貿易の状況 (2024年)

- 農林水産物に限っていえば、米国は日本にとって最大の輸入相手国であり、日本が大幅な貿易赤字
- 全体では、日本が8兆6千億円の貿易黒字

(単位：億円)

	輸出 (日本→米国)	輸入 (米国→日本)	輸出－輸入
総計	212,952	126,535	86,417
農林水産物	2,429	22,306	▲19,877
牛肉	135	1,802	▲1,667
コメ	25	511	▲486

(財務省貿易統計)